

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）、宇治都市計画、綴喜都市計画及び相楽都市計画下水道にあっては、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により変更、宇治田原都市計画下水道にあっては、同項の規定により決定したので、変更にあっては、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、また決定にあっては、同項の規定により関係図書の写しの送付がありました。

同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和7年10月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 都市計画を定める土地の区域

木津川流域下水道

定める部分

京都都市計画（京都国際文化観光都市計画）木津川流域関連京都市公共下水道、宇治都市計画木津川流域関連宇治市公共下水道、城陽市公共下水道、久御山町公共下水道及び井手町公共下水道、綴喜都市計画木津川流域関連八幡市公共下水道及び京田辺市公共下水道、相楽都市計画木津川流域関連木津川市公共下水道並びに宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共下水道の排水区域

2 都市計画を変更する土地の区域

木津川流域下水道

変更する部分

宇治田原都市計画木津川流域関連宇治田原町公共下水道の排水区域

3 縦覧場所

京都市南区上鳥羽鉢立町11番地3

京都市上下水道局下水道部計画課

4 縦覧時間

年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（上下水道局下水道部計画課）